

レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項

1. レンズデータに関する事項

(1) 共通事項

曲率半径¹²

面間隔

屈折率（対応波長を明記）

アッベ数（対応波長を明記）

特殊面等があるときはそれを表現する数値（例：非球面係数）

開口絞り位置

Fナンバー

（半）画角

像高

全系焦点距離

バックフォーカス³

レンズ全長⁴

各単レンズの焦点距離

主点位置

有効径

入射・射出瞳位置

(2) ズームレンズの場合の追加事項

ズームポジション（W，M，T）

各ポジションでのFナンバー

各ポジションでの（半）画角

各ポジションでの全系焦点距離

各レンズ群の焦点距離

ズーム比

各レンズ群による倍率

各レンズ群のレンズ構成長

各レンズ群の主点位置

¹ 曲率半径その他長さに関する項目については単位を明記することが望ましい。

² 曲率半径を記載せずに曲率のみを記載しないこと。

³ レンズ最終面から近軸像面までの距離を空気換算長により表記する。

⁴ レンズ最前面からレンズ最終面までの距離にバックフォーカスを加えたものとする。

2．図面に関する事項

(1)共通事項

全実施例に対応した断面図

全実施例に対応した収差曲線図

開口絞り位置の明示

結像位置の明示

実施例番号の併記

光路図

フォーカシングレンズ（群）の場所に特徴があるときはその明示

プラスチックレンズを使用することに特徴があるときはその場所の明示

光軸（偏心系の場合は基準軸）の表示

スケールの表示

(2)ズームレンズの場合の追加事項

各レンズ群の境界の明示

各レンズ群のパワーの符号の明示⁵

各レンズ群の移動軌跡⁶

⁵ 実施例によって各レンズ群のパワーの符号が異なる場合のみでよい。

⁶ 矢印等模式的なものでよい。

(全体に関する注)

1. 「レンズ系技術分野」とは、国際特許分類の G 0 2 B 9 / 0 0 ~ 1 7 / 0 8 , 2 1 / 0 2 ~ 2 1 / 0 4 , 2 5 / 0 0 ~ 2 5 / 0 4 により特定される分野のことをいう。
2. 「レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項」とは、レンズ系技術分野に属する特許出願の明細書及び図面に記載されることにより、先行技術調査に資すると考えられる事項のことをいう。
3. が付加された事項は、その記載により先行技術調査に特に資すると考えられる事項である。
4. が付加されていない事項は、記載がなされれば先行技術調査に資すると考えられる事項である。
5. 「レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項」は、撮影系・撮像系を主に想定して作成されているため、それ以外の用途の場合、または、発明の内容により、当該事項に属する項目の記載がなじまない場合がある。このような場合は、当該事項中の項目と類似のパラメータを使用することが通常である場合はそれに置換して記載するなどの手法が考えられるが、いずれにせよ、明細書・図面をどのように記載するかは出願人によって判断されるべきものである。
6. 「レンズ系技術分野における明細書・図面に記載することにより、先行技術調査に資すると考えられる事項」に基づいて明細書・図面を記載しなかったことと、明細書記載要件（特許法 3 6 条）違反との間には直接の関係はない。当該記載要件は、当然ながら、特許法（及び審査基準）にしたがって審査されることになる。